

第75回 税理士試験

〔 住 民 税 〕

解答速報

第 7 5 回 税 理 士 試 験 住 民 税

Z - 75 - I [第一問] 解 答

問 1 令和 7 年度分の個人住民税における配偶者控除及び配偶者特別控除に関し、所得税における取扱いとの相違点に留意しつつ、次の点について簡潔に述べなさい。

- (1) 同一生計配偶者及び控除対象配偶者の概要
- (2) 配偶者控除及び配偶者特別控除の概要
- (3) 個人住民税の納税義務者の配偶者がその納税義務者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の個人住民税の納税義務者の扶養親族にも該当する場合の取扱い
- (4) 個人住民税所得割の納税義務者の配偶者が前年の中途に死亡し、前年中にその納税義務者が再婚した場合の取扱い

(25点)

(1)について

1 同一生計配偶者（法23①七、292①七） **3**

同一生計配偶者とは、住民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの（青色事業専従者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が48万円以下である者をいう。

2 控除対象配偶者（法23①八、34①十、292①八、314の2①十） **3**

- (1) 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者をいう。
- (2) 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の者をいう。

(2)について

1 配偶者控除（法34①十、314の2①十） **6**

道府県及び市町村は、所得割の納税義務者が控除対象配偶者を有する場合には、その者の前年の所得について算定した課税標準から次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める金額を控除する。

- (1) その納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下である場合
… 33万円（老人控除対象配偶者は 38万円）
- (2) その納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合
… 22万円（老人控除対象配偶者は 26万円）
- (3) その納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下である場合
… 11万円（老人控除対象配偶者は 13万円）

2 配偶者特別控除（法34①十の二、314の2①十の二） **6**

道府県及び市町村は、所得割の納税義務者が生計を一にする配偶者（青色事業専従者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。）で前年の合計所得金額が58万円超133万円以下であるものを有する場合において、その所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下のときは、その者の前年の所得について算定した課税標準から、次の区分に応じ、それぞれに定める金額を控除する。

(1) その納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下である場合

- ① 前年の合計所得金額が100万円以下である配偶者 … 33万円
- ② 前年の合計所得金額が100万円超130万円以下である配偶者

… 38万円－[※](その配偶者の前年の合計所得金額－930,001円)

※ カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でカッコ内の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。

- ③ 前年の合計所得金額が130万円超である配偶者 … 3万円

(2) その納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合

上記(1)の金額の3分の2相当額(1万円未満切上)

(3) その納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下である場合

上記(1)の金額の3分の1相当額(1万円未満切上)

3 所得税との相違点 1

上記1の配偶者控除額及び上記2(1)①の配偶者特別控除額については、所得税の方が高い控除額が設定されている。

(3)について 3

納税義務者の配偶者がその納税義務者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の納税義務者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。(法23②、292②)

(4)について 3

前年の中途において納税義務者の配偶者が死亡し、同年中にその納税義務者が再婚した場合において、その納税義務者の同一生計配偶者又は配偶者特別控除の対象となる生計を一にする配偶者に該当するものは、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうち1人に限るものとする。(法34⑩、314の2⑩、令7の16、48の7⑤)

問2 令和7年3月31日に退職した者が、同日に支払を受ける退職所得に係る個人住民税所得割の課税関係について、所得税における取扱いとの相違点に留意し、次の事項に言及しつつ述べなさい。

- ① 退職所得に対する分離課税制度の趣旨及び概要
- ② 納税義務者及び課税団体
- ③ 税率、税額計算及び徴収方法
- ④ 退職所得申告書及び特別徴収票

(25点)

① 退職所得に対する分離課税制度の趣旨及び概要

1 趣 旨 2

個人住民税所得割は、原則として翌年度総合課税方式を採用しているが、一般に退職所得は退職後の事業資金や生活資金に充てられ、また、退職者は退職した年の翌年には収入が減少するのが通常であるため、所得の稼得能力が低下した後に課税するのは納税義務者に非常な重圧感を与えることとなることから、源泉徴収の対象となる退職所得についてはその発生年に他の所得と区分して課税することとしている。

2 所得税との相違点 3

(1) 住民税では、分離課税に係る所得割が課された退職所得は、合計所得金額、課税標準の合計額に含まないが、所得税では含むため、同一生計配偶者や扶養親族に該当するか否かの判定や、雑損控除の足切限度額の計算の基礎となる所得が両者で異なる。

また、住民税では、公的年金等控除額を計算する際の公的年金等以外の所得に係る合計所得金額や、所得金額調整控除における扶養親族及び同一生計配偶者の判定の際の合計所得金額にも含めないが、所得税では含めた金額とされる。

(2) 住民税では、損益通算、繰越控除及び所得控除等を控除することはできないが、所得税では確定申告することにより、これらの控除を受けることができる。

② 納税義務者及び課税団体

1 納税義務者 3

納税義務者は、道府県及び市町村内に住所を有する個人で、所得税の源泉徴収の対象となる退職手当等の支払を受けるものである。

なお、住民税では、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者は非課税とされるが、所得税にはこのような非課税規定はない。

2 課税団体 2

課税団体は、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在におけるその者の住所所在の道府県及び市町村である。

なお、所得税は国税であり、納税義務者の住所地に関係なく国が課税する。

③ 税率、税額計算及び徴収方法

1 課税標準 2

分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得の金額であり、所得税法に規定する退職所得の金額の計算の例によって算定する。

2 税 率 2

分離課税に係る所得割の税率は、道府県民税4%、市町村民税6%とする。

なお、所得税は超過累進税率により課税される。

3 税額計算 3

特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の区分に応じ、それぞれに掲げる金額とする。

(1) 退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がない旨の記載がある場合

… その支払う退職手当等の金額について上記1及び2の規定により計算した税額

(2) 退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合

… その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について上記1及び2の規定により計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等について特別徴収された又はされるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

(3) 退職所得申告書を提出していない場合

… 上記(1)により計算した税額

4 徴収方法

(1) 原則 2

市町村は分離課税に係る所得割の徴収は、特別徴収の方法によらなければならない。

なお、特別徴収義務者は、退職手当等の支払の際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに一定の事項を記載した納入申告書を市町村長に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

(2) 例外 3

市町村は、その年において退職手当等の支払を受けた者が「退職所得申告書」を提出していないときに分離課税に係る所得割の額を徴収された場合において、適法に計算した分離課税に係る所得割の額が、その特別徴収された額を超えるときは、その超える金額相当額を直ちに、普通徴収の方法によって徴収しなければならない。

なお、この場合には、原則としてその徴収すべき税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ一定の割合で計算した延滞金が加算される。

④について

1 退職所得申告書（法50の7、328の7） 2

退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時まで、一定の事項を記載した「退職所得申告書」を、その支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、その申告書にその支払済みの他の退職手当等に係る特別徴収票を添付しなければならない。

2 特別徴収票（法50の9、328の14、規2の5の3） 1

分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、その年において支払の確定した退職手当等について、各人別に特別徴収票2通を作成し、原則としてその退職の日以後1月以内に、1通を市町村長に提出し、他の1通を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

Z-75-I [第二問] 解 答

○甲及び甲の家族の税額

氏 名	令和7年度分として 納付すべき税額の合計額	令和7年度分として納付すべき税額の内訳		
		県民税	市民税	
甲	386,200	153,900	232,300	2
甲の妻	378,500	150,800	227,700	2
甲の長男	103,600	40,800	62,800	2
甲の長男の妻	43,600	16,800	26,800	2
甲の父	249,000	99,000	150,000	2
甲の母	0	0	0	

氏 名	特別徴収された令和 6 年度分の 個人住民税額の合計額 ※令和 6 年中の所得に係る 税額に限る。	特別徴収された令和 6 年度分の個人住民税額の内訳 ※令和 6 年中の所得に係る税額に限る。		
		県民税	市民税	
甲	70,000	28,000	42,000	2
甲の妻	1,300	1,300	0	1
甲の長男	0	0	0	
甲の長男の妻	0	0	0	
甲の父	21,900	21,900	0	1
甲の母	0	0	0	

○計算過程

甲	
I 各種所得の金額	
給 与 所 得	6,280,000
	$8,200,000 - \frac{1,920,000}{1} = 6,280,000$ $\frac{8,200,000 \times 10\% + 1,100,000}{1} = 1,920,000$
退 職 所 得	0
	分離課税に係る所得割が課税されるため所得割課税除外 【分離課税に係る所得割額】 $\frac{(18,500,000 - 17,100,000) \times 1/2}{1} = 700,000$ $\frac{8,000,000 + 700,000 \times (33 - 20)}{1} = 17,100,000$ $700,000 \times \begin{cases} 4\% = 28,000 & (\text{X 県}) \\ 6\% = 42,000 & (\text{Y 市}) \end{cases}$
II 課 税 標 準	
総 所 得 金 額	2 6,280,000
	$6,280,000 > 350,000 \times (3 + 1) + 100,000 + 320,000 = 1,820,000$ $\therefore \text{所得割課税}$

Ⅲ 所得控除			
社会保険料控除	1,160,000		
生命保険料控除	226,500	(1) 旧一般	15,000 + (16,000 − 15,000) × 1/2 = 15,500
		(2) 新一般	11,000 ≤ 12,000 ∴ 11,000
		(3) (1) + (2) = 26,500	
医療費控除	235,000		※ (180,000 − 180,000 × 1/4) − 100,000 = 35,000
			※ 6,280,000 × 5% > 100,000 ∴ 100,000
			(注) 人間ドックの受診費用、インフルエンザ予防接種費用は対象外
扶養控除	2780,000		450,000 (長女) + 330,000 (次女) = 780,000
			※ 次男は16歳未満であるため非該当
基礎控除	430,000		6,280,000 ≤ 24,000,000 ∴ 430,000
合計	2,431,500		
Ⅳ 課税所得金額			
課税総所得金額	3,848,000	6,280,000 − 2,431,500 = 3,848,500 → 3,848,000 (千円未満切捨)	
Ⅴ 所得割額			
X 県民税	152,920	1. 算出所得割額	
Y 市民税	229,380	3,848,000 × { 4% = 153,920 6% = 230,880	
		2. 調整控除額	
		2,000,000 < 3,848,000	
		50,000 + 180,000 + 50,000 − (3,848,000 − 2,000,000) < 50,000	
		∴ 50,000	
		50,000 × { 2% = 1,000 3% = 1,500	
		3. 1 − 2 = { 152,920 229,380	
Ⅵ 均等割額			
X 県民税	1,000		
Y 市民税	3,000		
Ⅶ 納付税額			
X 県民税	153,900	V + VI = { 153,920 → 153,900 (県) 232,380 → 232,300 (市)	
Y 市民税	232,300		
甲の妻			
Ⅰ 各種所得の金額			
給与所得	4,808,000	※ 6,560,000 − 1,752,000 = 4,808,000	
		※ 6,560,000 × 20% + 440,000 = 1,752,000	
利子所得	0	利子割が課税されるため所得割課税除外	
		【利子割額】	
		26,000 × 5% = 1,300 (X 県)	
Ⅱ 課税標準			
総所得金額	24,808,000		
		4,808,000 > 350,000 + 100,000 = 450,000 ∴ 所得割課税	

Ⅲ 所得控除

社会保険料控除	250,300	
生命保険料控除	26,500	$22,000 + (50,000 - 32,000) \times 1/4 = 26,500$
基礎控除	430,000	$4,808,000 \leq 24,000,000 \quad \therefore 430,000$
合 計	2 706,800	

Ⅳ 課税所得金額

課税総所得金額	4,101,000	$4,808,000 - 706,800 = 4,101,200 \rightarrow 4,101,000$ (千円未満切捨)
---------	-----------	--

Ⅴ 所得割額

X 県 民 税	149,839	1. 算出所得割額
Y 市 民 税	224,759	$4,101,000 \times \begin{cases} 4\% = 164,040 \\ 6\% = 246,060 \end{cases}$
		2. 調整控除
		$2,000,000 < 4,101,000$
		$50,000 + 0 - (4,101,000 - 2,000,000) < 50,000 \quad \therefore 50,000$
		$50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \\ 3\% = 1,500 \end{cases}$
		3. 寄附金税額控除
		(1) 基本控除
		$12,000 + 23,000 = 35,000$
		$35,000 \leq 4,808,000 \times 30\% \quad \therefore 35,000$
		$(35,000 - 2,000) \times \begin{cases} 4\% = 1,320 \\ 6\% = 1,980 \end{cases}$
		(2) 特例控除
		$(35,000 - 2,000) \times 69.58\% = 22,961.4$
		※ $4,101,000 - 50,000 = 4,051,000 \quad \therefore 69.58\%$
		①イ $22,961.4 \times 2/5 = 9,184.56$
		□ $(164,040 - 1,000) \times 20\% = 32,608$
		ハ イ < □ $\therefore 9,184.56$
		②イ $22,961.4 \times 3/5 = 13,776.84$
		□ $(246,060 - 1,500) \times 20\% = 48,912$
		ハ イ < □ $\therefore 13,776.84$
		(3) (1)+(2) = $\begin{cases} 10,504.56 \rightarrow 10,505 \text{ (円未満切上)} \\ 15,756.84 \rightarrow 15,757 \text{ (円未満切上)} \end{cases}$ 2
		4. 申告特例控除額
		(1) $9,184.56 \times 20.42/69.58 = 2,695.44 \rightarrow 2,696$ (円未満切上)
		(2) $13,776.84 \times 20.42/69.58 = 4,043.16 \rightarrow 4,044$ (円未満切上) 2
		5. $1 - 2 - 3 - 4 = \begin{cases} 149,839 \text{ (県)} \\ 224,759 \text{ (市)} \end{cases}$
X 県 民 税	1,000	
Y 市 民 税	3,000	

Ⅶ 納付税額

X 県 民 税	150,800	$V + VI = \begin{cases} 150,839 \rightarrow 150,800 \text{ (百円未満切捨)} \\ 227,759 \rightarrow 227,700 \text{ (百円未満切捨)} \end{cases}$
Y 市 民 税	227,700	

甲の長男			
I 各種所得の金額			
給与所得	2,824,000	$\begin{aligned} & \text{※} \\ & 4,080,000 - 1,256,000 = 2,824,000 \\ & \text{※} \quad 4,080,000 \times 20\% + 440,000 = 1,256,000 \end{aligned}$	
II 課税標準			
総所得金額	2 2,824,000	$2,824,000 > 350,000 \times (1 + 1) + 100,000 + 320,000 = 1,120,000$	∴ 所得割課税
III 所得控除			
社会保険料控除	587,600		
障害者控除	260,000	長男	
配偶者特別控除	310,000	$1,000,000 < 1,010,000 \leq 1,300,000$	
		$2,824,000 \leq 9,000,000$	
		$\text{※} \quad 380,000 - 70,000 = 310,000$	
		$\text{※} \quad 1,010,000 - 930,001 = 79,999 \rightarrow 70,000$	
基礎控除	430,000	$2,824,000 \leq 24,000,000 \quad \therefore 430,000$	
合計	2 1,587,600		
IV 課税所得金額			
課税総所得金額	1,236,000	$2,824,000 - 1,587,600 = 1,236,400 \rightarrow 1,236,000 \text{ (千円未満切捨)}$	
V 所得割額			
X 県民税	39,889	1. 算出所得割額	
Y 市民税	59,833	$1,236,000 \times \begin{cases} 4\% = 49,440 \\ 6\% = 74,160 \end{cases}$	
		2. 調整控除	
		$1,236,000 \leq 2,000,000$	
		$50,000 + 10,000 = 60,000 < 1,236,000 \quad \therefore 60,000$	
		$60,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,200 \\ 3\% = 1,800 \end{cases} \quad \text{②}$	
		3. 寄附金税額控除	
		(1) 基本控除	
		$4,000 + 8,000 + 7,000 + 5,000 = 24,000$	
		$24,000 \leq 2,824,000 \times 30\% \quad \therefore 24,000$	
		$(24,000 - 2,000) \times \begin{cases} 4\% = 880 \\ 6\% = 1,320 \end{cases}$	
		(2) 特例控除	
		$\text{※} \quad (24,000 - 2,000) \times 84.895\% = 18,676.9$	
		$\text{※} \quad 1,236,000 - 60,000 = 1,176,000 \quad \therefore 84.895\%$	
		①イ $18,676.9 \times 2/5 = 7,470.76$	
		ロ $(49,440 - 1,200) \times 20\% = 9,648$	
		ハ $イ < ロ \quad \therefore 7,470.76$	
		②イ $18,676.9 \times 3/5 = 11,206.14$	
		ロ $(74,160 - 1,800) \times 20\% = 14,472$	
		ハ $イ < ロ \quad \therefore 11,206.14$	

		$(3) \quad (1)+(2)=\left\{\begin{array}{l} 8,350.76 \rightarrow 8,351 \text{ (円未満切上)} \\ 12,526.14 \rightarrow 12,527 \text{ (円未満切上)} \end{array}\right\} \boxed{2}$	
		$4. \quad 1-2-3=\left\{\begin{array}{l} 39,889 \\ 59,833 \end{array}\right.$	
VI 均 等 割 額			
X 県 民 税	1,000		
Y 市 民 税	3,000		
VII 納 付 税 額			
X 県 民 税	40,800	$V+VI=\left\{\begin{array}{l} 40,889 \rightarrow 40,800 \text{ (百円未満切捨)} \\ 62,833 \rightarrow 62,800 \text{ (百円未満切捨)} \end{array}\right.$	
Y 市 民 税	62,800		
甲の長男の妻			
I 各種所得の金額			
給 与 所 得	1,010,000	$\begin{aligned} & \text{※} \\ & 1,560,000-550,000=1,010,000 \\ & \text{※} \quad 1,560,000 \times 40\% - 100,000 = 524,000 < 550,000 \quad \therefore 550,000 \end{aligned}$	
II 課 税 標 準			
総 所 得 金 額	$\boxed{2}$ 1,010,000	$1,010,000 > 350,000 + 100,000 = 450,000 \quad \therefore \text{所得割課税}$	
III 所 得 控 除			
社会保険料控除	157,800		
基 礎 控 除	430,000	$1,010,000 \leq 24,000,000 \quad \therefore 430,000$	
合 計	587,800		
IV 課 税 所 得 金 額			
課税総所得金額	422,000	$1,010,000 - 587,800 = 422,200 \rightarrow 422,000 \text{ (千円未満切捨)}$	
V 所 得 割 額			
X 県 民 税	15,880	$1. \text{ 算出所得割額}$ $422,000 \times \left\{\begin{array}{l} 4\% = 16,880 \\ 6\% = 25,320 \end{array}\right.$ $2. \text{ 調整控除}$ $422,000 \leq 2,000,000$ $50,000 < 422,000 \quad \therefore 50,000$ $50,000 \times \left\{\begin{array}{l} 2\% = 1,000 \\ 3\% = 1,500 \end{array}\right.$ $3. \quad 1-2=\left\{\begin{array}{l} 15,880 \\ 23,820 \end{array}\right.$	
Y 市 民 税	23,820		
VI 均 等 割 額			
X 県 民 税	1,000		
Y 市 民 税	3,000		
VII 納 付 税 額			
X 県 民 税	16,800	$V+VI=\left\{\begin{array}{l} 16,880 \rightarrow 16,800 \text{ (百円未満切捨)} \\ 26,820 \rightarrow 26,800 \text{ (百円未満切捨)} \end{array}\right.$	
Y 市 民 税	26,800		

甲の父		
I 各種所得の金額		
雑所得	$\boxed{2}$ 2,245,000	$\begin{aligned} & \text{※} \\ & 3,360,000 - 1,115,000 = 2,245,000 \\ & \text{※} \quad 2,881,000 + 438,000 = 3,319,000 \leq 10,000,000 \\ & \quad 400,000 + (3,360,000 - 500,000) \times 25\% = 1,115,000 \\ & \text{(注) サマージャンボ宝くじの当選金は非課税} \end{aligned}$
譲渡所得 (総合長期)	$\boxed{2}$ 2,881,000	$\begin{aligned} & \text{(1)① 骨董品 (総長)} \\ & \quad 970,000 - (540,000 + 9,000) = 421,000 \\ & \quad \text{② 特許権 (総長)} \\ & \quad 3,500,000 - (450,000 + 90,000) = 2,960,000 \\ & \quad \text{③ ①} + \text{②} = 3,381,000 \\ & \text{※ 書画の譲渡損はないものとみなす} \\ & \text{(2) } 3,381,000 - 500,000 = 2,881,000 \end{aligned}$
配当所得 (申告分離)	438,000	$123,000 + 315,000 = 438,000$ 【配当割額】 $123,000 \times 5\% + 315,000 \times 5\% = 21,900 \text{ (X県)}$
II 課税標準		
総所得金額	3,685,500	$2,245,000 + 2,881,000 \times 1/2 = 3,685,500$
上場株式等に係る 配当所得等の金額	438,000	$4,123,500 > 350,000 \times (1 + 1) + 100,000 + 320,000 = 1,120,000$
合計	4,123,500	∴ 所得割課税
III 所得控除		
医療費控除	0	$230,000 - 230,000 = 0 \quad \therefore 0$
社会保険料控除	370,750	
生命保険料控除	28,000	$63,000 > 56,000 \quad \therefore 28,000$
配偶者控除	$\boxed{2}$ 380,000	$269,800 \leq 480,000 \quad \therefore \text{該当 (同一生計配偶者)}$ $4,123,500 \leq 9,000,000 \quad \therefore \text{該当 (老人控除対象配偶者)}$
基礎控除	430,000	$4,123,500 \leq 24,000,000 \quad \therefore 430,000$
合計	1,208,750	
IV 課税所得金額		
課税総所得金額	2,476,000	$3,685,500 - 1,208,750 = 2,476,750 \rightarrow 2,476,000 \text{ (千円未満切捨)}$
上場株式等に係る 課税配当所得等の金額	438,000	
V 所得割額		
X 県 民 税	89,280	1. 算出所得割額
Y 市 民 税	133,920	(1) 課総
		$2,476,000 \times \begin{cases} 4\% = 99,040 \\ 6\% = 148,560 \end{cases}$
		(2) 課配
		$438,000 \times \begin{cases} 2\% = 8,760 \\ 3\% = 13,140 \end{cases}$
		(3) (1) + (2) = $\begin{cases} 107,800 \\ 161,700 \end{cases}$

2. 調整控除額		
$2,000,000 < 2,476,000$		
$50,000 + 100,000 - (2,476,000 - 2,000,000) < 50,000$		
$50,000 \times \begin{cases} 2 \% = 1,000 \\ 3 \% = 1,500 \end{cases}$		
3. 配当割額控除		
$21,900 \times \begin{cases} 2/5 = 8,760 \\ 3/5 = 13,140 \end{cases} \Big] \boxed{2}$		
4. $1 - 2 - 3 = \begin{cases} 98,040 \\ 147,060 \end{cases}$		
VI 均 等 割 額		
X 県 民 税	1,000	
Y 市 民 税	3,000	
VII 納 付 税 額		
X 県 民 税	99,000	$V + VI = \begin{cases} 99,040 \rightarrow 90,000 \text{ (百円未満切捨)} \\ 150,060 \rightarrow 150,000 \text{ (百円未満切捨)} \end{cases}$
Y 市 民 税	150,000	
甲の母		
X 県 民 税	0	$1,369,800 - 1,100,000 = 269,800$ (雑所得)
Y 市 民 税	0	$269,800 \leq 350,000 + 100,000 = 450,000 \quad \therefore \text{所得割非課税}$
		$269,800 \leq 350,000 + 100,000 = 450,000 \quad \therefore \text{均等割非課税} \Big] \boxed{2}$

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

●合否のポイント

住民税受験者の皆さん、本試験お疲れさまでした。

まずは、暑い中、沢山の不安な気持ちの中で試験会場まで足を運んだ自分をしっかり労って下さい。

また、勉強を応援してくれている、家族、仲間にも感謝の気持ちを忘れずに。

私は最後まで頑張ってくれた皆さんをととても誇らしく思います。皆さんが積み重ねてきた努力に相応しい結果になることを心から祈っています。

さて、今回の本試験問題は、理論については半分は予想通り、残り半分は予想外の理論だったというのが率直な感想です。この予想外の理論の方にどの程度対応ができたかということが合否を分けるポイントの一つになると考えられます。

一方、計算については比較的難易度の低い問題で、ボリューム的にもそれほど多くはなかったので、高得点の勝負になりそうです。皆さんはTACの直前対策で難易度の高い答練を解いてきたので今回の本試験は問題なく対応できたのではないのでしょうか？

計算においてはできる限りミスなく1人でも多くの納税者の税額を合わせることに。その上で、理論については、問1、問2とも万遍なく回答すること。

これが今回の合否のポイントということになります。

●合格ライン

〔第一問〕

第一問については、問1も問2も、令和元年度の類似問題となっており、内容的には改正が予定されている配偶者控除、配偶者特別控除であったため意外な出題でした。作文になる部分もあったと思いますが、内容的には回答可能な理論であったと思います。所得税との相違点については、具体的な所得税の控除額を記載するのも良いと思いますが、あくまでも住民税の試験ですので、控除額が低いということに言及すれば足りると思います。問2については、ほぼ理論マスターの個別理論となりますが、ボリュームの多い理論ですので、適宜端折ったりする工夫は必要であったかと思います。

以上を踏まえ、第一問の合格ラインは、問1で16点、問2で20点、合計36点と予想されます。

〔第二問〕

第二問は、ボリュームも難易度も平易であったため、合格ラインは高いと思われます。

第二問の合格ラインは、44～46点と予想されます。

合格ラインは、第一問が36点前後、第二問が44点前後、合計80点前後となると思われる。

合格確実ラインは、第一問が40点前後、第二問が46点前後、合計86点前後になると思われる。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
70 点以上	—	次の科目に進みましょう。
51 点～69 点	平均点以上	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は今年度のもので構いませんので、テキスト、トレーニング等で実力維持も図りましょう。
	平均点未満	今年度のもので構いませんので、テキスト、トレーニング等で基本項目の再確認を行いましょ
50 点以下	—	う。



夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験は科目ごとに出题傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月・9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月・9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/16 (土) 10:00 ~ 11:00	8/19 (火) 19:30 ~ 20:30	8/22 (金) 19:30 ~ 20:30
		
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/18 (月) 19:30 ~ 20:30	8/24 (日) 10:00 ~ 11:00	8/21 (木) 19:30 ~ 20:30
		
内山 隆一 講師	阿部 史生 講師	秋山 和人 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座
ホームページで配信！

ご視聴はこちら



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定: 8/8 (金)～



どこよりも早い分析！ この夏の就職市場を斬る！

要予約

※先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2025年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:

8/14 (木) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

■本試験後の
「受験プランニング」



■令和7年度(第75回)税理士試験
「解答解説会動画」



※要申込※



8/11(月祝)
12:00より
公開予定

\\ さらに //

令和7年度(第75回)税理士試験 受験番号をご報告いただいた方に 下記の特典をプレゼント!

■令和7年度(第75回)税理士試験
「解答への道」

本試験問題の設問ごとの詳しい解説をご確認ください。

■令和7年度(第75回)税理士試験
「本試験分析会動画」

(簿記・財表・法人・所得・相続・消費)

本試験の出題傾向や難易度を分析し、受講生の出来具合を調査した上で合格ライン等について各科目の担当講師が詳しくお伝えします。

■合格者の攻略法を知る!
「科目別合格体験記」

合格を勝ち取った方々の科目別の学習法や攻略法を公開します。
今後の科目選択や学習にお役立てください。



受験番号の
報告はこちら



8/15(金)
より
公開予定

さらに

受験番号報告をいただいた方の中から

抽選で**500名**に「**選べるe-GIFT 5,000円分**」をプレゼント

※報告特典対象者への「選べるe-GIFT」のご案内は、受験番号報告時に入力いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします(2025年10月下旬送信予定)。